

## 令和2年度における国民健康保険税の改正について

### 1 趣旨

令和元年12月20日付けで「令和2年度税制改正の大綱」が定められ、その中に国保税における負担の公平性を図るため「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」が盛り込まれました。平成31年度にも、同様の改正がありました。

今後、3月末までに国により地方税法施行令が改正される見込みです。新見市としても、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

### 2 軽減措置の拡充について

軽減措置とは、所得に応じて国保税の均等割（1人当たり課税）及び平等割（1世帯当たり課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のことです（低所得者対策）。

#### （1）軽減措置の改正案

軽減割合	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	改正前	33万円＋28万円×（国保加入者数）以下
	改正後	33万円＋ <b>28万5千円</b> ×（国保加入者数）以下
2割軽減	改正前	33万円＋51万円×（国保加入者数）以下
	改正後	33万円＋ <b>52万円</b> ×（国保加入者数）以下

#### （2）改正による影響 ※令和元年度国保加入者状況による試算（R2.1.31現在）

軽減割合	軽減世帯数		軽減額		
	拡充前	拡充後	拡充前	拡充後	
				改正後	改正・増税後
7割軽減 (改正なし)	1,253世帯	1,253世帯	5,684万円	5,684万円	5,792万円 (108万円増)
5割軽減	706世帯	717世帯 (11世帯増)	2,713万円	2,755万円 (42万円増)	2,814万円 (101万円増)
2割軽減	485世帯	491世帯 (6世帯増)	795万円	805万円 (10万円増)	822万円 (27万円増)
合計 (影響分)	2,444世帯	2,461世帯 (17世帯増)	9,192万円	9,244万円 (52万円増)	9,428万円 (236万円)

### (3) 年度別軽減範囲

軽減割合	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
7割軽減	軽減基準 33万円以下 ※改正なし					
5割軽減	26万円	26.5万円	27万円	27.5万円	28万円	28.5万円
2割軽減	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円	52万円

## 3 課税限度額の引上げについて

課税限度額とは、1世帯（納税義務者）に課税される限度の金額（年間）のことです。

### (1) 課税限度額の改正案

区分	限度額引上げ前	限度額引上げ後	増加額
医療分	61万円	63万円	2万円
後期分 (改正なし)	19万円	19万円	変更なし
介護分	16万円	17万円	1万円
合計	96万円	99万円	3万円

### (2) 改正による影響 令和元年度国保加入者状況による試算 (R2.1.31現在)

区分	全世帯数	限度額引上げ 前超過世帯数 (該当率)	改正後		改正・増税後	
			限度額引上げ 超過世帯数 (該当率)	国保税課税額 の影響額	限度額引上げ 超過世帯数 (該当率)	国保税課税額 の影響額
医療分	3,573世帯	32世帯 (0.9%)	29世帯 (0.8%)	63万円減	34世帯 (0.9%)	138万円増
後期分 (改正なし)	3,573世帯	36世帯 (1.0%)	36世帯 (1.0%)	0万円	36世帯 (1.0%)	0万円
介護分	1,319世帯	16世帯 (1.2%)	14世帯 (1.0%)	14万円減	14世帯 (1.0%)	14万円減

### (3) 年度別課税限度額

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	令和2年度
医療分	52万円	54万円	54万円	58万円	61万円	63万円
後期分	17万円	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円	16万円	16万円	16万円	17万円
合計	85万円	89万円	89万円	93万円	96万円	99万円